

いじめ防止基本方針



令和4年4月
栃木市立赤津小学校

栃木市立赤津小学校いじめ防止基本方針

R04.4 改定

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条に定めるとおりとする。

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識して対応する。
- 児童の声に耳を傾け、行動を注視するとともに、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童と保護者からのいじめの相談・通報の窓口を一本化し周知するとともに、迅速かつ丁寧に対応する。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させて、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。

- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組むように努める。

(4) いじめの解消について

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、いじめ防止等対策委員会の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) 本方針の見直しについて

- 本方針によるいじめへの取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ防止等対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針をはじめとした学校の取組が実効性のあるものとなるよう改善を図る。

(1) いじめ防止等対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）【定期開催】

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任。

また、必要に応じてスクールカウンセラー、学校運営協議会委員、保護者代表、児童代表等。

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 配慮児童への支援方針の決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

(2) いじめ防止等対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）【随時開催】

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、関係の深い教職員、スクールカウンセラー、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家等。

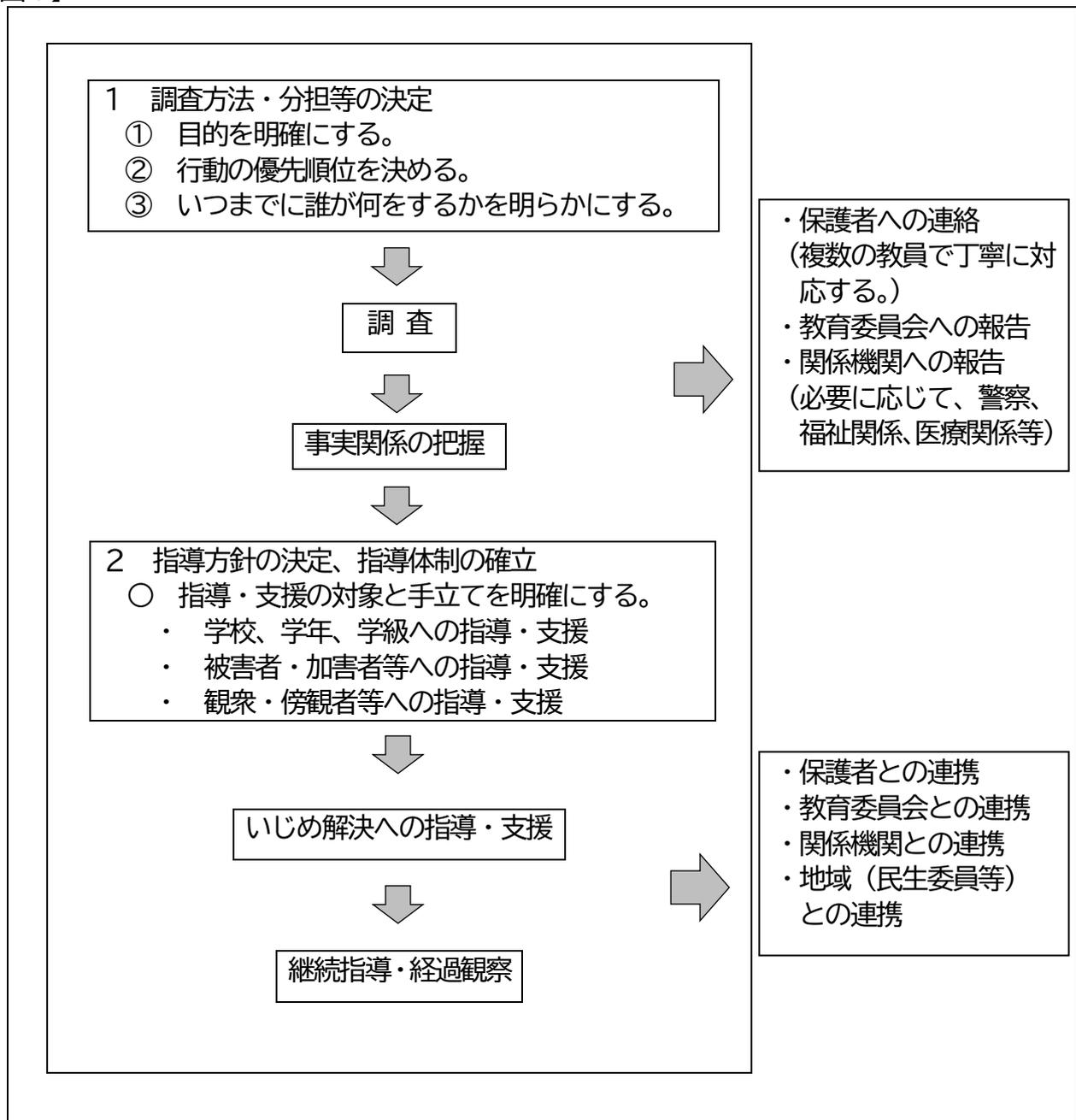
② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

イ 対応の流れ【図1参照】

【図1】



3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向けて組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上
 - いじめに関する全教職員対象の校内研修を年1回以上実施する。
 - いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
 - 教職員による不適切な認識や言動が、いじめを助長することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
 - いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。
- ③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。
 - ア 学業指導の充実
 - ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高めあえる学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
 - イ 道徳教育の充実
 - ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
 - ウ 特別活動の充実
 - ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験活動など様々な体験活動の充実を図る。
 - ・ 児童会活動では、あったか栃木いじめ防止子どもフォーラムに参加した児童の報告を踏まえた校内でいじめ根絶を呼びかける集会や運動を通して児童同士が悩みを気軽に相談し合うなど、児童が自主的、主体的に議論し実践する活動を推進する。
 - エ 人権が守られた学校づくりの推進
 - ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
 - ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ・ いじめをさせないという学級の雰囲気作りを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ④ 配慮等を要する児童に対する組織的対応
 - 下記の児童を含め、特に配慮等が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。
 - ア 特別支援学級在籍児童及び通級児童
 - イ 不登校児童

- ウ 発達障がいを含む、障がいのある児童
- エ 海外から帰国した児童
- オ 外国人の児童
- カ 国際結婚の保護者を持つ児童
- キ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ク 東日本大震災等により被災した児童
- ケ 原子力発電所事故により避難している児童
- コ 新型コロナウイルス感染症に関連した児童

④ 保護者・地域との連携

- P T A総会や家庭訪問の際に、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や「栃木市立赤津小学校いじめ防止基本方針」について説明し、理解を深めてもらう。
- 学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して「栃木市立赤津小学校いじめ防止基本方針」を周知する。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。
- 道徳や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、情報機器（ゲーム機を含む）のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 児童と保護者からのいじめの相談窓口を一本化し周知することで、相談しやすい体制を整える。

② 情報交換による共有

- 毎月1回「児童指導情報交換会（いじめ情報交換会）」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を前期と後期に一度ずつ設定する。
- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるように配慮する。

(3) 早期解決に向けた対応

① いじめ防止等対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

- いじめを発見した場合やいじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）に接したときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止等対策委員会において対応する。
- いじめ防止等対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により事実関係について迅速かつ的確に調査する。必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対して速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめられている児童及び保護者への支援
 - いじめられた児童や保護者に対して徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 - いじめを解決する方法については、いじめられた児童と保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ いじめた児童への指導及び保護者への助言
 - いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないように継続的に指導する。
 - いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるように学校と保護者が協力して指導に当たる。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - はやしたてる行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつようにさせる。
- ⑥ いじめの解消について
 - いじめ防止等対策委員会では、いじめの解消に至るまでいじめられている児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
 - 教職員は、いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ⑦ ネットいじめへの対応
 - ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止等対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- ⑧ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた時は、所轄の警察署と連携して対処する。
- ⑨ 重大事態への対応
 - 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通り対応する。
 - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止等対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。

- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- カ いじめ防止等対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ防止に関する月間計画】

月	具 体 策	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ防止等対策委員会 ・ 保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知（PTA総会） ※ 学童保育ちょこっと訪問（年間） 	「いじめ防止基本方針」 HPへの掲載
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q-U検査 ・ 校内いじめアンケート調査（記名） ・ 悩み等のアンケート調査① ・ 教育相談月間①（5月下旬～） 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談月間①（～6月中旬まで） ・ いじめゼロ集会 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市いじめアンケート調査（無記名） ・ いじめ防止に関するチェック（全教職員）① 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する校内研修 ・ あったか栃木いじめ防止子どもフォーラム 代表児童参加 	
9		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ Q-U検査 ・ 校内いじめアンケート調査（記名） ・ 悩み等のアンケート調査② ・ 教育相談月間②（10月下旬～） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談月間②（～11月中旬まで） ・ 人権集会（あったか栃木いじめ防止子どもフォーラム参加報告会等） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に関するチェック（全教職員）② 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回いじめ防止等対策委員会 	
2		↓
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題行動調査 	